

[インフロニアHD コンプライアンスホットライン (実名通報)] お問い合わせを受け付けました

no-reply@contact.infroneer.com <no-reply@contact.infroneer.com>
To: shukku9998@gmail.com

2025年4月13日 8:49

この度は、本サイトへのお問合せをいただきまして、ありがとうございました。

以下は、お問合せいただいた内容です。

=====

お名前：木村俊介

Eメールアドレス：shukku9998@gmail.com

Eメールアドレス（確認）：shukku9998@gmail.com

電話番号：[REDACTED]

郵便番号：[REDACTED]

住所：[REDACTED]

タイトル：公益通報制度再構築に伴う構造的補償費用に関する通報

よろしければ、あなた様と弊社との関係をご記入下さい。：インフロニア・ホールディングス傘下の子会社社員

通報対象行為の発生時期（〇〇頃でも結構です。）：2022年～2025年にかけての制度的対応不備の累積

通報対象行為の発生場所（部所名など）：前田建設工業および貴社グループ全体

通報対象者（誰の行為か）：インフロニア・ホールディングス株式会社 経営陣・コンプライアンス統括部門

通報内容の詳細：

■ 通報内容の詳細：

本件は、貴社グループにおいてこれまで放置・黙認されてきた重大な制度不備

（通報対応義務の放棄、報復検討、内部統制の不全など）に対し、

企業グループとしての象徴的な補償（制度再構築費用）を提示・協議することを目的とした公益通報です。

■ 背景となる事実構成：

労災52件の未申告および私傷病誘導の放置

粉飾処理の可能性を含む3期連続の会計不備

通報後の懲戒検討・報復構造による制度抑圧

親会社によるヒアリング拒否・調査開始なし・形式対応のみ

グループ内6社において通報窓口機能不全・未設置（法改正後も未整備）

これらは個別の問題ではなく、構造的なガバナンス崩壊による累積的損害であり、

制度改革と補償対応を両立すべき局面にあると判断しています。

■ ご要請事項：

貴社に対し、以下の点について制度的見解と協議姿勢のご提示を要請します：

これまでの制度放置に伴う企業責任の範囲認識

通報制度再構築に向けたグループ全体での再設計・費用負担方針

補償モデルとしての「構造損害+象徴金」の正当性評価

下記試算モデルに基づく交渉・協議開始の可否

■ 試算モデル（象徴的提示）：

【構造損害モデル（抑止的補償+制度再構築コスト）】

労災制度放棄による損失積算

通報制度未整備による波及被害

対応放置による通報者および行政機関の稼働負担

想定総額：50億円～90億円（交渉可能な象徴的提示）

※ 本金額は、通報制度改革の社会的実効性を確保するための抑止的モデル提案です。

■ 行政通報済資料一式

（厚生労働省・金融庁・経済産業省・消費者庁・国土交通省・大阪府警）

↳ 労災隠蔽、会計不正、報復人事、公益通報無視、監査不履行に関する正式報告書および証拠群

■ 対応期限：

本通報に関するご回答は、2025年4月18日（金）17:00までをお願いいたします。

ご回答がない場合は、本件を構造的責任放棄として記録整理し、

消費者庁・行政・金融・報道機関への制度評価資料に転用される可能性があります。

■ 補足：

本件は、金銭交渉や私的和解を目的とした通報ではありません。

企業グループ全体の制度信頼の再建に必要な「制度象徴コスト」の提示であり、

今後も制度対応を放棄し続ける場合、それ自体が新たな違反構造の形成とみなされることをご留意ください。

対象となる法令等：

● 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）

第5条 不利益取扱いの禁止

第11条 体制整備義務（企業による通報受付・調査・再発防止体制の整備）

● 労災保険法（労働者災害補償保険法）

第7条 業務上の負傷・疾病等の補償給付義務

第12条の5 事業主による報告義務

第29条 虚偽報告に関する罰則

● 金融商品取引法

第158条 虚偽記載の禁止（有価証券報告書）

第193条の2 監査法人の責任

● 会社法

第423条 役員の損害賠償責任

第962条 虚偽記載に関する刑事罰

● 監査法人監督指針（金融庁ガイドライン）

3-2-1 財務諸表の適正性の確保

3-5-2 内部統制の検証義務

3-7-1 粉飾決算の防止義務

● 労働契約法

第3条 信義則および合理的配慮義務

第15条 懲戒処分に関する合理性要件

- コーポレートガバナンス・コード（2021年改訂）
 - 原則2-2 企業倫理・コンプライアンスの重視
 - 原則4-3 取締役会による経営監督
 - 原則4-4 監査等委員会の独立性と役割
 - 原則5-2 中長期的経営戦略と説明責任
- 制度改革・抑止的補償に関する政策資料
 - ・ 消費者庁「公益通報対応業務従事者向けハンドブック（令和4年度）」
 - ・ 経済産業省「企業不祥事対応と内部通報制度運用に関する研究報告」
 - ・ OECD「Whistleblower Protection and Corporate Governance」
 - ・ ESG基準に基づく国内上場企業の対応事例（2020年代～）

[元のメッセージ非表示]